

安桜まちづくり協議会会則

(目的)

第1条 本会は、安桜地域振興計画の実施により、地域住民の連帯感を高め、豊かさとしがいの感じられる地域社会をつくりあげていくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、安桜まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、関市安桜ふれあいセンター（以下、「センター」という。）に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) センターの管理運営に関すること。
- (2) 安桜地域振興計画の立案及び実施に関すること。
- (3) 地域住民相互の情報交換、交流、親睦に関すること。
- (4) 他の地域との交流に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、安桜地区内の自治会、社会教育関係団体、福祉関係団体、公共団体及び地域住民等から、第1条の目的に賛同する者で組織する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任役員 若干名

- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(選任等)

第7条 役員は、総会において選任する。

- 2 常任役員は、各活動部の部長を兼ねる。
- 3 監事は、他の役員及び職員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その仕事を代理する。
- (3) 常任役員は、会務に参画する。
- (4) 会計は、協議会の会計事務を担当する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 増員又は欠員により、選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第10条 協議会に職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が委嘱する。

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

- 2 会議の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに充たる。
- 3 会議は、当該会議に出席すべき役員又は部員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で可決する。可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(総会)

第12条 総会は、次の事項を審議して決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 会則及びセンター利用要領の制定又は改廃に関すること。
- (4) 役員の選任に関すること。
- (5) その他、重要な事項に関すること。

(役員会)

第13条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する事項に関すること。
- (2) 総会において決定された事項の運営に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(活動部)

第14条 協議会は、目的を達成するために、必要な部を置くことができる。

(顧問)

第15条 協議会に、顧問を置くことができる。

(会計)

第16条 協議会の経費は、市の助成金、管理受託金、利用料金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第17条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成21年6月8日から施行する。

この会則は、平成28年 月 日から施行する。